

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成三十年五月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

旧	新	
社会保険 大宮総合病院	独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	施設の開設主体及び名称
番地	埼玉県さいたま市盆栽町四百五十三	所在地